

## 第1回

# 岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会資料

岬町教育委員会事務局

## 配布資料一覧

- 資料1 岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会設置要綱  
・・・・・・・・ 1、2
- 資料2 岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会委員名簿  
・・・・・・・・ 3
- 資料3 岬町立淡輪幼稚園のあり方の検討に至った経緯について  
・・・・ 4、5、6
- 資料4 今後の淡輪幼稚園のあり方について  
・・・・・・・・ 7、8

令和 5 年岬町要綱第 4 3 号

岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会設置要綱

制定 令和 5 年 6 月 3 0 日

(設置)

第 1 条 少子化や就労形態の変化による保育ニーズの多様化と言った社会環境の変化の中で、今後の岬町立淡輪幼稚園のあり方について具体的な方向性を検討するため、岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討・協議し町長に意見を具申するものとする。

- (1) 岬町立淡輪幼稚園のあり方に関すること
- (2) その他岬町立淡輪幼稚園のあり方を検討するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 児童の保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が終了するときまでとする。ただし、委員に欠員を生じた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴収)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、委員会の審議において、知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以降、最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

## 岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会 委員名簿

	項目	役職等	所属	氏名
1	学識経験を有する者	大学教員	和歌山信愛大学 教育学部	森下 順子
2		大学教員	和歌山信愛大学 教育学部	前島 美保
3		大学教員	大阪教育大学 総合教育系	茂野 仁美
4	教育関係者	校長会代表	深日小学校	阪上 浩之
5		淡輪幼稚園園長	淡輪幼稚園	松本 登代
6	児童福祉関係者	町立保育所長代表	多奈川保育所	井谷 晴美
7	児童の保護者	淡輪幼稚園保護者代表	淡輪在住	中谷 瑞貴
8		淡輪保育所保護者代表	淡輪在住	平山 将吾
9		深日保育所保護者代表	深日在住	中嶋 愛
10		多奈川保育所保護者代表	多奈川在住	堀 耕友
11		町立小学校保護者代表	淡輪在住	北野 喬士
12	町長が必要と認める者	民生委員・児童委員 主任児童委員淡輪小学校区担当	淡輪在住	岩田 昭浩
13		岬町自治区長連合会会長	深日在住	川端 修
14		淡輪地区自治区長代表	淡輪在住	森村 成康
15		多奈川地区自治区代表	多奈川西畑在住	山口 壽男
16		孝子地区自治区長代表	孝子在住	茂野 憲一

## 岬町立淡輪幼稚園のあり方の検討に至った経緯について

### 1 就学前児童の現状

#### (1) 5歳児以下の人口

令和5年5月1日現在における5歳児以下の人口では、3歳児、0歳児が最も少ない。

年齢	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
生年	H29.4.2～ H30.4.1	H30.4.2～ H31.4.1	H31.4.2～ R2.4.1	R2.4.2～ R3.4.1	R3.4.2～ R4.4.1	R4.4.2～ R5.4.1
人口	78	59	52	65	62	52

### 2 幼児教育の無償化

令和元年10月から幼児教育の無償化が実施され、公立幼稚園の保育料が、私立幼稚園、保育所や認定こども園と比較して、低廉であるという優位性がなくなっている。

また、これまでは利用者負担額が、入園時に保護者が園を選ぶ条件の一つになっていたが、無償化により、保護者がこれまで以上に生活スタイルや幼児教育・保育の質や中身を重視して選ぶようになっている。また給食費につきましても、公私共に無償化となっている。

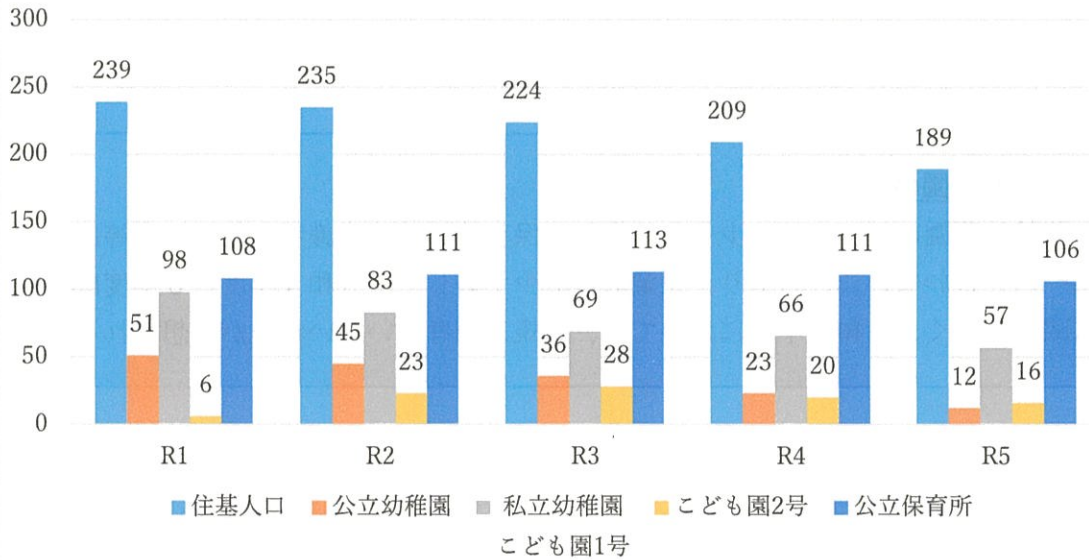
### 3 幼稚園及び保育所（3歳児～5歳児）の園児数

本町には、公立保育所3施設、公立幼稚園1施設、私立幼稚園1施設及び私立認定こども園1施設が設置されている

地域別では、淡輪地区には、公立保育所と公立幼稚園がそれぞれ1施設、深日地区には、公立保育所と私立幼稚園がそれぞれ1施設、多奈川地区においては、公立保育所と私立認定こども園がそれぞれ1施設となっている。

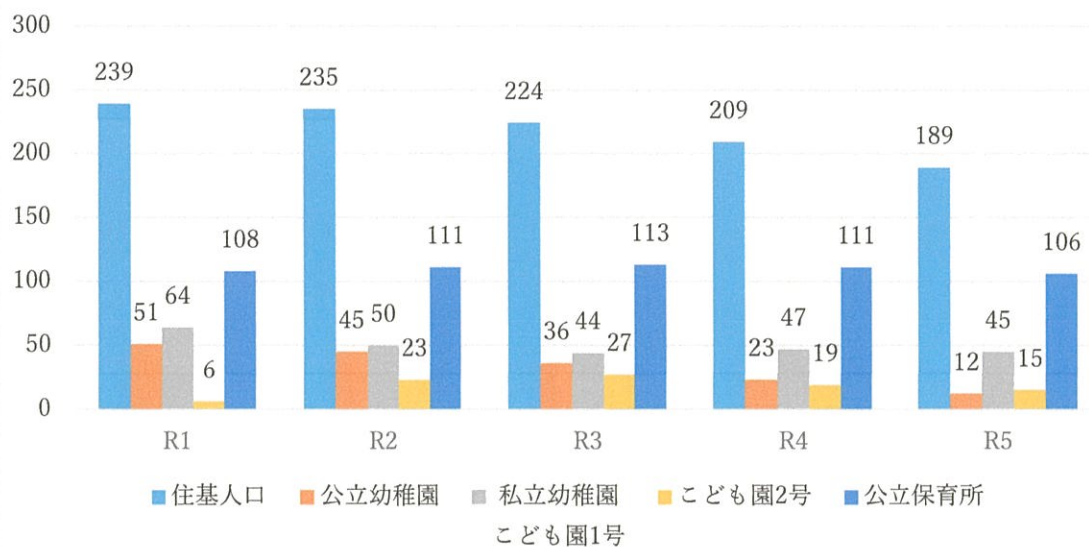
少子化の進行により児童数が減少している中、幼稚園においては、公立、私立(認定こども園1号含む)ともに減少傾向にあるが、共働き世帯の増加に加え、就労形態の変化等保育ニーズの高まりから、保育所(認定こども園2号認定含む)については、ほぼ同数であったが、令和5年度で少し減少気味で推移している。

公立・私立幼稚園・認定こども園・保育所等別児童数  
3～5歳児(町外利用者含む)



※5月1日基準(学校基本調査)

公立・私立幼稚園・認定こども園・保育所等別児童数  
3～5歳児(町内利用者のみ)



※5月1日基準(学校基本調査)

#### 4 私立幼稚園の動向

私立幼稚園では、建学の精神に基づいた特色ある幼児教育の推進や、預かり保育、未就園児クラスの運営など保護者ニーズを踏まえた幅広いサービス向上に取り組む経営努力を重ね、入園児の確保がcaろうじて図られている。

#### 5 公立幼稚園の現状

淡輪幼稚園においては、少子化に加え、保育時間等が保護者の就労形態等によるニーズと合わないこともあり、児童数の減少が著しく、令和4年度・5年度は新規入園者がなく、令和6年度においても、新規入園者がいない状況が予想される。

#### 6 町の考え方

幼児期の教育は、小学校の「準備」ではなく「土台」であり生涯にわたる人格形成を培う上で重要なものである。

このことから、学識経験者、教育関係者、児童福祉関係者、児童の保護者、地域代表者で構成する「岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会」で廃止を前提とするのではなく、まずは、存続する方策について議論をいただきたいと考えている。





## 今後の淡輪幼稚園のあり方

### 1. 幼児教育が必要

#### (1) 幼稚園教育要領と保育所保育指針の関係

##### ■ 類似点

##### ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針とも、

- ①子どもと保育者との信頼関係を基盤とする。
- ②子どもの主体的な活動を大切にし、適切な環境の構成を行う。
- ③子ども一人ひとりの特性と発達の課題に即した指導を行うことなどを基本としており、**幼児教育の指針として整合性が図られている。**
- ・ **特に3歳以上児の教育的機能に関しては、保育所保育指針は、幼稚園教育要領との整合性を図りながら規定されている。**
- ・ **地域社会における子育て支援については、幼稚園教育要領では、「第3章 指導計画作成上の留意事項」の「2 地域における子育て支援」において、一時保育、地域活動事業、乳幼児保育に係る相談・助言などの努力規定を定めている。**

##### ■ 相違点

- ・ **幼稚園教育要領では、教育課程の編成基準を示し、幼稚園の1日の教育時間の標準を4時間と定め、各幼稚園において、創意工夫を生かし、幼児の心身に発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成し、3歳以上の幼児に対し保育（幼児教育）を行うものとしている。** いわゆる「預かり保育」と称される長時間保育については、教育課程に係る教育時間の時間外を行う教育活動として位置付け、その配慮について示している。
- ・ 保育所は、乳児期から一日の大半の時間を生活する所であるため、養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成するところに特色があり、保育指針においては、生命や健康の保持、情緒の安定、食事や排泄などの基本的な生活習慣の確立など項目が詳細に記述されている。  
（保育時によって、保育士は親にかわる愛着・依存対象者でもあり、子どもと保育者との安定した情緒的な関係が非常に重視されている）
- ・ 子どもの人権・文化の違いへの配慮、性別による固定的な役割分業意識を植え付けないための配慮、身体的苦痛を与えないこと、守秘義務、虐待への対応などについては、保育所保育指針のみに記述されている。  
（ただし、幼稚園においては、学校教育体系の中で、同様の他法、他通知等により同様の趣旨でおおむね実施されているところである。）

## 2. 岬町における幼児教育を軸にした小学校につながる就学前機関は必要不可欠

### ～岬町小学1年生にみられる子どもたちの傾向～

#### ■ 新入学時からの子どもたちの特性

- ・ 「がまん」「しんぼう」など、忍耐力、持続力の弱さ
- ・ 自己中心的な考え方や行動をしてしまう。

#### → 協調性の欠如、人とうまく遊べない

- ・ 傷つきやすく、踏ん張れない姿。

#### ■ 非認知能力について

- ・ 非認知能力とは、学力テストでは計測できない力、いわば「生きる力」であると言える。
- ・ 非認知能力のうち、特に重要とされているのは「やり抜く力」と「自制心」である。これらの力を伸ばすことを意識して、カリキュラムを構成することが大切である。

- ・ 認知能力の改善には年齢的な限界が存在しても、非認知能力は成人後も伸ばすことが出来ると言われているが、小学校や中学校でも不適応を起さず、人から学び、獲得することができる環境に子どもを置くためには、就学前教育の重要性は特筆するまでもない。

00

## 3. 新たな淡輪幼稚園についての「3つの提案」

### ① 幼稚園体制の構築

- ・ 保育時間や預かり保育の拡充
- ・ 通園バスの停留場の見直し

### ② 地域に根ざした子育て支援の充実

- ・ 0歳児～2歳児の子ども集い場所・・・子育て相談体制
- ・ 地域の交流の場
- ・ 地域の子育てセンター機能

### ③ 更なる幼児教育カリキュラムの構築

- ・ 「遊びを通して育つ力」
- ・ 幼児期の終わりにまでに育ってほしい「10の姿」と非認知能力を伸ばすためのカリキュラム
- ・ 幼児教育と小学校教育の接続（スタートカリキュラム）
- ・ 保育所一幼稚園、幼稚園一小学校 連携・交流